

4 山形県子ども・若者育成推進本部設置要綱

制 定 昭和50年4月1日
最終改正 令和2年4月1日

(設置)

第1条 子ども・若者に関する施策を総合的かつ効果的、有機的に推進するため山形県子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 子ども・若者育成支援の基本方策の策定に関すること。
- (2) 子ども・若者育成支援施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) その他子ども・若者育成支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部に、本部長、副本部長及び委員を置く。

- 2 本部長には副知事を、副本部長には子育て若者応援部長をもって充てる。
- 3 委員には、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、本部長の命を受け基本的な事項について協議する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要と認めた場合は、第3条に定める者以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会に幹事長を置き、子育て若者応援部次長をもって充てる。
- 3 幹事長に事故あるときは、若者活躍・男女共同参画課長がその職務を代理する。
- 4 幹事会は、本部の所掌事項について本部員を補佐するものとし、必要に応じて幹事長が招集する。
- 5 幹事長は、必要と認めた場合は、第1項に定める者以外の者を幹事会に出席させることができる。

(事務局)

第7条 本部の事務を処理するため、子育て若者応援部若者活躍・男女共同参画課（以下「若者活躍・男女共同参画課」という。）に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局員を置く。
- 3 事務局長には若者活躍・男女共同参画課長を、事務局員には若者活躍・男女共同参画課の職員をもって充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

別表第1

| | |
|------|---|
| 本部長 | 副知事 |
| 副本部長 | 子育て若者応援部長 |
| 委員 | 総務部長、みらい企画創造部長、防災くらし安心部長（兼）危機管理監、環境エネルギー部長、健康福祉部長、医療統括監、産業労働部長、観光文化スポーツ部長、農林水産部長、県土整備部長、村山総合支庁長、最上総合支庁長、置賜総合支庁長、庄内総合支庁長、教育長、警察本部長 |

別表第2

| 幹事長 | | 子育て若者応援部次長 |
|-----|-----------|---|
| 幹事 | 総務部 | 人事課長、学事文書課長 |
| | みらい企画創造部 | 企画調整課長、I C T 政策推進課長 |
| | 防災くらし安心部 | 消費生活・地域安全課長 |
| | 環境エネルギー部 | 環境企画課長 |
| | 子育て若者応援部 | 子育て支援課長、子ども家庭課長 |
| | 健康福祉部 | 健康福祉企画課長、地域福祉推進課長、障がい福祉課長 |
| | 産業労働部 | 商工産業政策課長、雇用対策課長 |
| | 観光文化スポーツ部 | 文化振興・文化財課長、スポーツ振興・地域活性化推進課長 |
| | 農林水産部 | 農政企画課長、農業技術環境課長、森林ノミクス推進課長 |
| | 県土整備部 | 管理課長、県土利用政策課長 |
| | 総合支庁 | 子ども家庭支援課長 |
| | 教育庁 | 教育政策課長、生涯教育・学習振興課長、義務教育課長、高校教育課長、スポーツ保健課長 |
| | 警察本部 | 人身安全少年課長 |